

我が国漁業の将来展望を切り拓く改革とするために

— 新たな漁業法案でも漁業権制度は守られるのか —

全国漁業協同組合連合会
代表理事専務 長屋信博

国が本年6月改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込んだ水産政策改革の方向を受け検討が進められていた漁業法等関係制度の見直し法案は、11月6日に閣議決定され、今後、国会での審議が進められます。

JFグループにおける最大の関心事である漁業権制度の見直しについて、不安や心配の声も多くあげられていることから、具体的な内容について個人的な解釈も含めて述べさせていただきたいと思えます。

免許の優先順位が無くなるのではない

6月の「水産政策の改革について」では、漁業権制度の果たしている資源管理や漁業を巡るトラブルの回避の役割が認識され、「今後とも漁業権制度は維持する。」と明記され、漁業者間の話し合いの重要性や調整を担う漁協の役割が位置付けられました。漁業権を入札制にし、高い金額を払ったところに免許するといった極論からは一線を画したものとなったことは評価されるものです。一方で、「都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制を廃止」するという考え方が示され、これをマスコミ等が「免許の優先順位の廃止」という言葉で伝えたことから、優先順位が何も無くなり、どこに免許するかは知事が勝手に決められるのではないかと心配の声が全国の浜からあげられました。今でも、「漁協への免許の優先を見直し企業に解放」等の一部のマスコミの報道で心配されている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、そのようなことには基本的になりません。新たな漁業法の法案でも、法律で優先順位を詳細に定めることをやめるということで、知事が免許する際の優先順位を何もなくしてしまうということではありません。

既存の漁業権を適切・有効に活用している漁協には優先的に免許されることを法案で明記

具体的に説明させていただきます。新たな法律では漁業権の免許について二つのことが定められます。一つは、採介藻や刺し網等を行うための共同漁業権は、今まで通り漁協・漁連以外には免許されないことが定められます。二つ目は、区画漁業権等、現在漁協に免許されている漁業権を適切かつ有効に活用していれば、その漁協が申請すれば何にも優先して免許されることが法律で定められます。ですから、これが新たな法律で定める優先順位になると言えます。

法案では、「当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合」は当該者に免許すると定められることになっています。

また、要件となっている「適切かつ有効に活用している場合」の解釈を知事が恣意的に行い、また、各県バラバラに行うのではないかという心配の声もありました。これについて水産庁は、「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は国が示すこと、漁協に免許されている漁業権については、行使規則に基づいて組合員が適切な管理を行いながら漁業や養殖業を行っている場合など漁協本来の取組が適切に行われていれば該当することを明確にしています。さらに、漁業権の活用状況を毎年知事に報告することになることから、これに基づいて県が必要な指導等を行うことになり、免許の更新の際に突然、該当しないと判断されることのないような仕組みも講じられています。

新たな漁業権の設定にも、従来通り関係漁業者との調整を義務づけ

また、もう一点、心配の声があげられたのは、既存の漁業権については守られても、知事は新規の漁業権を企業等の参入希望者にどんどん出していくのではないかということでした。新規の免許についても、漁協等利害関係者の意見を聴き、紛争が起きないなど、従来通り、調整が整わなければならないことが定められます。また、地元の漁業者が了承し新たな漁業権が設定される場合、どこに免許するかの詳細な優先順位については知事に委ねられることとなりますが、現行の法律で定められている優先順位の考え方を引き継いでいくことになると思われ、何のルールもなく知事がどこに免許するかを決めることはあり得ないと考えます。

法案の第一条の目的において、「漁業者の秩序ある生産活動が、その使命の実現に不可欠であることに鑑み」と記述され、漁業者を主体とした調整機構等、その役割がしっかりと位置付けられ、法案レベルでは漁業者を主体とした管理が継続される方向になっていると考えます。

ただし、その運用の考え方は、政省令等に委ねられている部分が漁業権問題以外にも含めて多くあります。政省令等の検討に当たっても、漁業者、JFグループと十分な協議を行い、改革の実践者である漁業者が理解し、実践できるものとしていかなければなりません。併せて、法案の内容や政省令を含む運用の考え方を、現場の漁業者まで丁寧に説明していかなければなりません。

今回の改革は国主導のものであり、国は、責任をもって、この改革によって切り拓くわが国漁業の明るい将来展望を示していかなければなりません。改革の方向で示した、資源管理の改革、漁業許可・漁場管理制度の改革、流通改革について、明確な考え方、方向とそれによって実現する姿を示さなければなりません。

そして、その実践に必要な、革新的な政策を確立するとともに、裏付けとなる予算を獲得していかなければなりません。水産庁は、平成14年度以来、17年ぶりに3千億円を超える概算予算要求を行いました。改革に対する相当の覚悟を持った要求であると高く評価するものです。

我々JFグループとしても、今回の改革が、浜の明るい将来を切り拓くものとなるよう、自らの改革に組織を挙げて取り組んでいかなければなりません。

漁業法等改正の法律案の成立にかかる談話

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 岸 宏

12月8日、漁業法等の改正法案が可決・成立しました。

ここに至るまでの国会の先生方、そして水産庁のご尽力に心より敬意を表する次第です。

JF全漁連では、6月に改革の具体的方向性が示されて以来、浜からの意見・要望を踏まえ、国と協議を進めてきた結果、漁業者・漁協がこれまで果たしてきた役割や、多面的機能の位置付けが十分に反映されたことを評価するものです。

一方、今後の運用にあたっては、政省令等に委ねられている部分が多いため、引き続き漁業者・JFグループとの十分な協議や丁寧な説明を行い、改革の実践者である漁業者が理解し、実践できるものになるよう求めるものです。

また、我が国漁業の明るい将来展望が拓けるよう、従来の発想にとらわれな
い革新的な政策と、それを裏付ける予算をしっかりと実現していただきたい。

我々JFグループとしても、漁業再生への大きな転機が、「今」であると認識しており、今回の改革が、浜の明るい将来を切り拓くものとなるよう、自らの課題として組織を挙げて取り組んで参ります。

以上